

株 主 各 位

神奈川県海老名市大谷北一丁目3番2号
ア ツ ギ 株 式 会 社
代表取締役社長 工 藤 洋 志

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染症拡大の収束時期の見通しが不確実な状況での本株主総会開催にあたりましては、感染拡大防止を最優先に考え、株主の皆様におかれましては、健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、郵送またはインターネットによる事前の議決権行使をご検討ください。なお、書面またはインターネットにより議決権をご行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後5時15分までに議決権をご行使いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 神奈川県海老名市中央二丁目9番50号
レンブラントホテル海老名 3階「ラ・ローズⅠ」

3. 目的事項

報 告 事 項

1. 第96期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第96期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

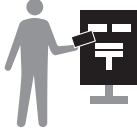


- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件

以 上

- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議およびその運用状況の概要」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および定款の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.atsugi.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した書類の一部であります。
- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.atsugi.co.jp>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法にて、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面による行使の場合	インターネットによる行使の場合	株主総会にご出席の場合
 <p>同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否を表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。</p> <p style="text-align: center;">行使期限</p> <p style="text-align: center;">2022年6月28日（火曜日） 午後5時15分到着分まで</p>	 <p>当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。</p> <p style="text-align: center;">行使期限</p> <p style="text-align: center;">2022年6月28日（火曜日） 午後5時15分まで</p>	 <p>同封の議決権行使書用紙の右片を切り離さずそのまま会場受付にご提出ください。</p> <p style="text-align: center;">株主総会開催日時</p> <p style="text-align: center;">2022年6月29日（水曜日） 午前10時</p>

■ 議決権行使書のご記入方法のご案内

● こちらに、議案の賛否をご記入ください。

<p>議決権行使書 〇〇〇〇〇〇 御中 株主総会日 議決権の数 XX 億 XXXXXXXXXX日</p> <table border="1"><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> <p>1. _____ 2. _____ _____</p> <p>ログイン用 QR コード ログインID XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX パスワード XXXXX</p> <p>〇〇〇〇〇〇</p>											<p>第1号議案、第2号議案</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印▶ 反対の場合：「否」の欄に○印 <p>第3号議案</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 全員賛成の場合：「賛」の欄に○印▶ 全員反対の場合：「否」の欄に○印▶ 一部の候補者を反対される場合：「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

■ インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

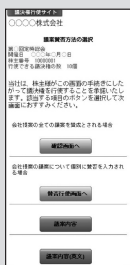
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



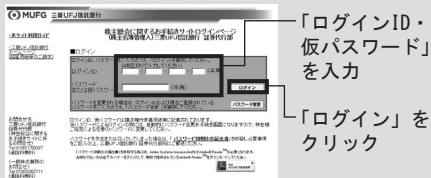
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

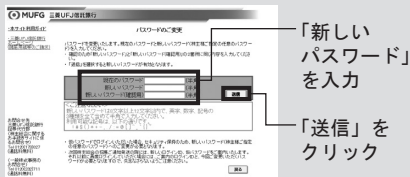
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリック



- 3 新しいパスワードを登録する



- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関する
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027 受付時間／午前9時～午後9時
通話料無料

機関投資家の皆さまへ

当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

(添付書類)

事業報告 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、ワクチン接種の進展とともに新型コロナウイルス感染症の感染者数が減少し、2021年9月末には緊急事態宣言の解除に伴う行動制限の緩和と経済活動の再開により、一時は持ち直しの動きが見られましたが、2022年1月以降、新たな変異ウイルスの急拡大に伴う経済活動の足踏みに加え、ウクライナ情勢の緊迫化等による地政学的リスクの懸念等もあり、先行きは極めて不透明な状況で推移しました。

繊維業界においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う断続的な商業施設の臨時休業・営業時間短縮による消費活動の制限や衣料品の消費マインドの低下等により、依然として厳しい環境が続いております。

このような状況において当社グループは、2019年度から取り組んでいる「事業構造改革」、「業務構造改革」、「コスト構造改革」の3つの構造改革を引き続き推進していくとともに、「売上高の回復」、「株式会社レナウンインクスとのシナジー創出」、「国内基幹工場のアツギ東北株式会社の収支改善」の3つの課題を掲げて、足元の業績回復と赤字からの脱却を図るための取り組みを進めてまいりました。

しかしながら、依然として新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、在宅勤務の拡大や外出自粛に伴う「新しい生活様式」が社会に広く浸透したことにより、当社の主力商品であるストッキングの需要の回復が想定を下回るなど、当社グループを取り巻く事業環境は厳しい状況で推移しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は21,445百万円（前期比32.2%増）、営業損失は2,293百万円（前年同期は2,593百万円の損失）、経常損失は1,804百万円（前年同期は1,995百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,827百万円（前年同期は3,826百万円の損失）となりました。

なお、事業別の状況は次のとおりであります。

繊維事業

(1) レッグウエア分野

2020年度は新型コロナウイルス感染症の拡大による取引先店舗の臨時休業や営業時間の短縮、在宅勤務や外出自粛の広がりや背景とした個人消費の冷え込み等の影響を大きく受けました。2021年度はそのような状況から一部持ち直しの動きが見られたものの、生活様式の変化等の影響によるストッキング需要の減少が継続したほか、タイツなどの季節商品やソックスも伸び悩み、同分野の連結売上高は11,431百万円（前期比15.5%増）に留まりました。

(2) インナーウエア分野

レッグウエア同様、2020年度は新型コロナウイルス感染症の拡大による取引先店舗の臨時休業や営業時間の短縮、外出自粛等の影響を大きく受けましたが、

2020年10月にインナーウェア分野を主力とする株式会社レナウンインクスを完全子会社化したことが寄与し、同分野の連結売上高は8,743百万円（前期比72.3%増）となりました。

これらの結果、繊維事業の連結売上高は20,174百万円（前期比34.7%増）、営業損失は2,614百万円（前年同期は2,922百万円の損失）となりました。

不動産事業

保有資産の有効活用を進めておりますが、当事業の連結売上高は537百万円（前期比5.9%減）、営業利益は391百万円（前期比0.1%減）となりました。

その他の事業

その他の事業につきましては、太陽光発電による売電は順調に推移したほか、介護用品の販売や認知症高齢者向け介護施設であるグループホームも外出自粛の影響などによる苦戦から回復し堅調に推移しました。これらの結果、当事業の連結売上高は733百万円（前期比7.3%増）、営業利益は49百万円（前期比57.3%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は8億円であり、その主なものは構造改革の取り組みとして進めております物流機能の移管・集約に伴う工事、基幹システムの更新に係る投資等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における重要な資金調達はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	期 別	第93期	第94期	第95期	第96期
		2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
売 上 高(百万円)		21,870	19,621	16,228	21,445
経 常 損 失 (△)(百万円)		△726	△204	△1,995	△1,804
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)		△3,078	△5,933	△3,826	△1,827
1株当たり当期純損失(△)(円)		△192.00	△370.10	△238.72	△114.03
総 資 産(百万円)		50,778	42,395	44,343	42,234
純 資 産(百万円)		44,015	35,756	33,956	32,145
1株当たり純資産(円)		2,737.41	2,222.64	2,110.50	2,005.98

[注記] 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均の発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

(5) 対処すべき課題

わが国経済の今後の見通しにつきましては、依然として新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況であることや、地政学的リスクの懸念等もあり、先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

当社グループを取り巻く小売・アパレル業界においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う商業施設の臨時休業や営業時間短縮、長期間に渡る外出自粛等に伴う働き方や生活様式の変化などの影響を受け、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような厳しい経営環境のもと、当社グループは、中長期的な企業価値の向上に向けた構造改革を引き続き推進するとともに、足元の業績悪化を食い止めるため、「売上高の回復」、「株式会社レナウンインクスとのシナジー創出」、「国内基幹工場のアツギ東北株式会社の収支改善」の3つを喫緊の課題に据えて、2021年度における黒字転換を目指してきました。このうち、株式会社レナウンインクスとのシナジー創出については、当社による完全子会社化から1年半が経過し、物流や間接業務の統合、当社の販売ルートへのレナウンインクス商品の展開拡大など、一部効果も見え始めております。他方で売上高の回復については、当社の主力商品であるストッキング・タイツの市況回復の遅れなどもあり、想定を下回る結果となりました。また、アツギ東北株式会社については、希望退職者募集等による固定費削減、高機能インナーウェアの生産設備導入や生産アイテム見直しによる単価アップ、ロス削減施策等、収支改善に向けた各種取り組みを断行してまいりましたが、採算悪化が継続し、黒字化の目途が見通せないことから、2022年5月末をもって同社による生産業務を終了し中国工場に移管することを決定いたしました。

これらの結果、黒字転換を目指して臨んだ2021年度でしたが、4期連続の最終損失という大変厳しい結果となりました。

この結果を受けて、当社グループは経営体制の刷新を図るとともに、2023年3月期から2025年3月期までを実行期間とする新中期経営計画『ATSUGI VISION 2024』を公表いたしました。『ATSUGI VISION 2024』では、このような厳しい経営環境において、顧客ニーズの変化と多様性に的確に対応したうえで、「事業ポートフォリオの強化」、「生産体制の再編による収益基盤の強化」、「資本の効率化」の3つの重点課題に取り組むことにより収益性を高めることに注力し、将来の持続的成長のための安定した財務基盤の確立を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、何卒ご理解いただき、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社および子会社

- ① 親会社の関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権の 所有割合	主 要 な 事 業 内 容
株式会社レナウンインクス	300百万円	100%	レグウェアおよびインナーウェアの製造販売
アツギ東北株式会社	10百万円	100%	レグウェアおよびインナーウェアの製造販売
煙台厚木華潤靴下有限公司	1,800万US\$	100%	レグウェアの製造販売
厚木靴下（煙台）有限公司	1,800万US\$	100%	レグウェアの製造販売

- [注記] 1. 2022年3月11日付でアツギ東北株式会社はその資本金の額が490百万円から10百万円に減少しております。
2. 煙台厚木華潤靴下有限公司は、当社が合弁先の華潤服飾（控股）有限公司が保有する煙台厚木華潤靴下有限公司の株式の全てを取得したことにより、当社の完全子会社となっております。

(7) 主要な事業内容

事 業	主 要 取 扱 商 品
織 維	(レグウェア) ストッキング、タイツ、ソックス等 (インナーウェア) プラジャー、ショーツ、ガードル、ニューインナー、ナイトウェア等
不 動 産	分譲土地、土地および建物の賃貸
そ の 他	介護用品、太陽光発電による売電等

(8) 主要な営業所および工場

区 分		支店・センター・工場名および所在地
当 社	本 店	神奈川県海老名市
	支 店 (4支店)	東日本(神奈川県海老名市)、チェーンストア(神奈川県海老名市)、ドラッグ・コンビニエンスストア(神奈川県海老名市)、西日本(大阪府大阪市)
	物流センター (2センター ・1倉庫)	東京(神奈川県海老名市)、九州(長崎県佐世保市)、白石倉庫(宮城県白石市)
株式会社レナウンインクス		本店(東京都江東区)、大阪事務所(大阪府大阪市)、いわき工場(福島県いわき市)
アツギ東北株式会社		本店(神奈川県海老名市)、むつ事業所(青森県むつ市)、盛岡工場(岩手県盛岡市)
煙台厚木華潤靴下有 限 公 司		中国山東省煙台市経済技術開発区
厚 木 靴 下 (煙 台) 有 限 公 司		中国山東省煙台市経済技術開発区

[注記] 2021年4月21日付で東京第1センターおよび東京第2センターならびに海老名倉庫を統合して東京センターを新設しております。また、2021年10月21日付で東北センターを廃止しております。

(9) 従業員の状況

① 当社グループの従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
織 維 事 業	1,444名	26名減
不 動 産 事 業	1名	—
そ の 他 の 事 業	11名	3名増
合 計	1,456名	23名減

[注記] 就業人員で表示しております。臨時従業員(期中平均1,126名)は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
145名	24名減	41才 6ヶ月	14年 7ヶ月

[注記] 就業人員で表示しております。臨時従業員(期中平均422名)は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社三井住友銀行シンジケートローン(トランシェA)	640百万円
株式会社三井住友銀行シンジケートローン(トランシェB)	482百万円
株式会社横浜銀行	728百万円

[注記] 株式会社三井住友銀行シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を幹事とする複数の金融機関からの借入によるものであります。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

① 本店所在地の変更

本社事務所機能・物流センター機能を移管・集約して最適な配置を行うことによる業務効率の向上と移管・集約後の本社土地再開発による不動産収益の底上げを図ることを目的として、神奈川県海老名市の本社事務所を本社敷地内の別棟に移転したことに伴い、2021年5月10日付で本店所在地を変更しております。

② 中国における子会社設立

煙台厚木華潤靴下有限公司の工場移転を目的として、2021年12月26日付で煙台阿姿誼靴下有限公司を設立しております。今後、煙台阿姿誼靴下有限公司による煙台厚木華潤靴下有限公司の吸収合併を予定しております。

なお、登録資本金は設立後9ヶ月以内および設立後2年以内の分割による払込を予定しております。

③ アツギ東北株式会社の子産業業務終了

グループ生産体制の効率化および最適化を図るため、2022年1月20日開催の取締役会において、国内生産拠点のアツギ東北株式会社の生産業務を2022年5月末で終了し、同社の生産業務を当社グループの中国生産拠点の煙台厚木華潤靴下有限公司および厚木靴下（煙台）有限公司の2つの工場に移管することを決議しております。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 39,103,900株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 17,319,568株（自己株式1,294,494株を含む） |
| (3) 株 主 数 | 16,919名 |
| (4) 大 株 主 | |

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,877	11.71
株式会社ヨシキホールディングス	1,580	9.85
東レ株式会社	1,025	6.39
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	626	3.90
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	620	3.87
株式会社オンワードホールディングス	612	3.82
吉木伸彦	424	2.64
江綿株式会社	401	2.50
旭化成株式会社	345	2.15
立花証券株式会社	264	1.65

- [注記] 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 3. 上記表以外に、当社は自己株式1,294,494株を保有しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 取 締 役	工 藤 洋 志 岡 田 武 浩	社長執行役員 執行役員、物流・子会社事業担当 株式会社レナウンインクス取締役
取 締 役 取 締 役	牧 野 智 哉 高 梨 利 雄	執行役員、営業統括 センコーグループホールディングス株式会社取締役
取 締 役	播 磨 奈 央 子	センコー株式会社代表取締役副社長執行役員 播磨奈央子公認会計士事務所代表 株式会社キノファーマ社外監査役 株式会社ビズリーチ社外監査役 ビジョナル株式会社社外取締役（常勤監査等委員）
常 勤 監 査 役 監 査 役 監 査 役	佐 藤 智 明 後 上 憲 一 高 野 健 吾	横浜魚類株式会社社外監査役 株式会社コーエーテックホールディングス社外監査役

- [注記] 1. 取締役高梨利雄氏および播磨奈央子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役後上憲一氏および高野健吾氏は、社外監査役であります。
3. 取締役播磨奈央子氏の戸籍上の氏名は、高木奈央子であります。
4. 当社は取締役高梨利雄氏および播磨奈央子氏、監査役後上憲一氏および高野健吾氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役高梨利雄氏は、2021年6月25日付でセンコーグループホールディングス株式会社の取締役に就任いたしました。
6. 監査役高野健吾氏は、2021年6月17日付で株式会社コーエーテックホールディングスの社外監査役に就任し、2021年6月30日付で横浜キャピタル株式会社の代表取締役会長を退任いたしました。
7. 当社は2022年4月1日付で担当および重要な兼職を以下のとおり変更いたしました。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 取 締 役	岡 田 武 浩 牧 野 智 哉	執行役員 執行役員、営業統括 株式会社レナウンインクス取締役

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬	自社株取得目的報酬
取 締 役 (うち社外)	5名 (2名)	31百万円 (7百万円)	23百万円 (7百万円)	1百万円 (—)	6百万円 (—)
監 査 役 (うち社外)	3名 (2名)	16百万円 (7百万円)	16百万円 (7百万円)	— (—)	— (—)
合 計 (うち社外)	8名 (4名)	48百万円 (14百万円)	39百万円 (14百万円)	1百万円 (—)	6百万円 (—)

- [注記] 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 2000年6月29日開催の第74回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を月額20百万円

以内（使用人兼務取締役の使用人給与部分は含まない）、監査役の報酬限度額を月額5百万円以内と決議しております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名、監査役の員数は4名であります。

3. 社外取締役を除く取締役に短期の業績に対する動機付けの強化を図ることを目的とした業績連動報酬を支給しており、算定の基礎となる業績指標として、前事業年度に係る連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益の額を選定しております。当該業績指標を選定した理由は、経営上の目標達成状況を判断する客観的な指標として適切と考えられるためであります。算定方法は、各業績指標に応じた係数（ウェイト）を定め、期初に公表された予想額に対しての達成率に基づき係数を決定し、当該係数を基本報酬との割合に基づき決定される基準金額に乗じて算定しております。選定した業績指標の期初に公表された予想額は、連結売上高25,600百万円、連結営業利益100百万円、親会社株主に帰属する当期純利益200百万円、業績指標の実績は、「1. (1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
4. 自社株取得目的報酬は、基本報酬との割合に基づき決定されるものであり、当社からの株式の割当を受ける目的ではなく、役員持株会への拠出を目的として支給されるものです。
5. 業績悪化に対する経営責任を明確にするため、2019年7月から2022年6月までの期間において、役員報酬の減額（代表取締役社長は月額報酬の総額から50%、社外取締役を除くその他の取締役は月額報酬の総額から30%、社外監査役を除くその他の監査役は月額報酬の総額から20%）を実施しております。

(3) 報酬等の内容の決定に関する方針

① 役員の報酬等の決定方針の決定方法

役員報酬の決定方針については、報酬諮問委員会（現在は指名・報酬諮問委員会。以下同じ。）の諮問を受けて、2021年2月19日開催の取締役会において当該決定方針を決議しております。

② 決定方針の概要

- ア. 役員の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の範囲内で世間水準および従業員給与とのバランスを考慮し、取締役は過半数を独立役員で構成する報酬諮問委員会の諮問を受けて、役員報酬規程に基づき取締役会決議により、監査役は監査役の協議により決定する。
- イ. 役員の報酬は、いずれも金銭報酬である基本報酬、業績連動報酬、自社株取得目的報酬で構成され、それぞれを月額報酬として支給する。種類別の報酬割合は、取締役（社外取締役を除く）については、基本報酬35%、業績連動報酬50%、自社株取得目的報酬15%とし、監査役および社外取締役については、業務執行から独立した立場であることから、基本報酬（固定報酬）のみで構成する。
種類別の報酬の定義は以下のとおりとする。

1) 基本報酬

月額の固定報酬とし、職務の役割と責任に応じて役位別に役員報酬規程により決定し支給する。

2) 業績連動報酬

短期の業績に対する動機付けの強化を図る目的で、前事業年度に係る連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益の額に応じた係数を定め、基本給与との割合に基づき決定される基準金額に当該係数を乗じて決定し月額報酬として支給する。

3) 自社株取得目的報酬

中長期的な企業価値（≒株価）連動型報酬で、基本報酬との割合に基づき決定される額を毎月支給し、これを役員持株会に毎月拠出して自社株式の取得に充当する。なお、取得した自社株式については、在任期間中

および退任後1年間保有を義務付けることにより、株主との中長期的な利害の共有を図る。

- ③ 取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会も基本的にその答申を尊重して決定するため、決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 高梨利雄

- ア. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

センコーグループホールディングス株式会社の取締役およびセンコー株式会社の代表取締役であります。当社はセンコー株式会社との間に運送委託取引関係がありますが、その取引条件およびその決定方法は他の取引先と同等の条件であり、取引の規模および性質に照らして、開示すべき特別な関係はありません。

- イ. 他の法人等の社外役員としての重要な兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

- ウ. 当事業年度における主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の内容

当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席いたしました。

なお、同氏は、ロジスティクス分野および繊維業界に精通し、経営者としての豊富な経験を有しており、当該視点から当社の経営に対する監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、取締役会において経営計画に関する議論などの際に当該視点から積極的に発言するなど、社外取締役として適切な役割を果たしているほか、指名・報酬諮問委員会の委員長として、ガバナンス強化のための重要な役割を果たしております。

② 取締役 播磨奈央子

- ア. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

播磨奈央子公認会計士事務所の代表であります。当社は播磨奈央子公認会計士事務所との間に取引等の特別な関係はありません。

- イ. 他の法人等の社外役員としての重要な兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

株式会社キノファーマおよび株式会社ビズリーチの社外監査役ならびにビジョナル株式会社の社外取締役（常勤監査等委員）であります。当社は株式会社キノファーマ、株式会社ビズリーチおよびビジョナル株式会社のいずれとの間にも取引等の特別な関係はありません。

- ウ. 当事業年度における主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の内容

当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席いたしました。

なお、同氏は、公認会計士としての財務・会計に関する専門的な知識と一般事業会社の経営監督経験を有しており、当該視点から当社の経営に対する監督機能を果たしていただくことおよび女性の視点を事業戦略等に反映していただくことを期待しておりましたが、取締役会において経営計画に関する議論などの際に当該視点から積極的に発言するなど、社外取締役として適切な役割を果たしているほか、指名・報酬諮問委員会の委員として、ガバナンス強化のための重要な役割を果たしております。

③ 監査役 後上憲一

ア. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

イ. 他の法人等の社外役員としての重要な兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会13回のすべてに出席し、取締役の業務執行状況、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っているほか、指名・報酬諮問委員会の委員として、ガバナンス強化のための重要な役割を果たしております。

④ 監査役 高野健吾

ア. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

イ. 他の法人等の社外役員としての重要な兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

横浜魚類株式会社および株式会社コーエーテクモホールディングスの社外監査役であります。当社は横浜魚類株式会社および株式会社コーエーテクモホールディングスとの間に取引等の特別な関係はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、また、当事業年度に開催された監査役会13回のすべてに出席し、取締役の業務執行状況、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っているほか、指名・報酬諮問委員会の委員として、ガバナンス強化のための重要な役割を果たしております。

〔注記〕 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を1回実施しております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役高梨利雄氏および播磨奈央子氏ならびに監査役後上憲一氏および高野健吾氏と同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令で規定する額としております。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社取締役および監査役、執行役員ならびに海外子会社を含むすべての子会社役員・執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害やこれにより生じる争訟費用等を当該保険契約により保険会社が賠償するものであり、1年毎に契約更新しております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があり、当該損害については填補の対象としないこととされています。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額および監査役会が同意した理由

① 当社が支払うべき報酬等の額

52百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

52百万円

[注記] 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、第96期の会計監査人の監査計画の内容は妥当であり、前期の会計監査人の職務の遂行状況および報酬等に鑑みて、提示された第96期の報酬等の額は相当であると判断し同意しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当し、解任が相当であると監査役の全員が判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況や監査活動の適切性、妥当性等を勘案し、取締役と綿密な連携をとりつつ、再任・不再任の決定を行う方針です。

(5) 海外子会社の会計監査の状況

海外子会社については、当社の会計監査人以外の現地会計事務所「和信会計士事務所」他が会計監査を行っております。

事業報告注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	18,524	流 動 負 債	4,922
現金及び預金	6,309	支払手形及び買掛金	2,065
受取手形及び売掛金	4,204	1年内返済予定の長期借入金	470
商品及び製品	4,854	未払法人税等	93
仕掛品	1,149	賞与引当金	77
原材料及び貯蔵品	510	その他	2,215
その他	1,520	固 定 負 債	5,166
貸倒引当金	△24	長期借入金	1,380
固 定 資 産	23,709	繰延税金負債	1,154
有 形 固 定 資 産	15,818	再評価に係る繰延税金負債	1,286
建物及び構築物	1,364	退職給付に係る負債	1,090
機械装置及び運搬具	1,681	その他	254
土地	12,182	負 債 合 計	10,088
建設仮勘定	514	純資産の部	
その他	75	株 主 資 本	27,945
無 形 固 定 資 産	471	資本金	20,000
その他	471	資本剰余金	12,042
投資その他の資産	7,419	利益剰余金	△2,630
投資有価証券	7,201	自己株式	△1,466
繰延税金資産	9	その他の包括利益累計額	4,200
その他	209	その他有価証券評価差額金	1,850
貸倒引当金	△0	繰延ヘッジ損益	459
資 産 合 計	42,234	土地再評価差額金	388
		為替換算調整勘定	1,500
		純 資 産 合 計	32,145
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	42,234

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		21,445
売上原価		16,326
売上総利益		5,119
販売費及び一般管理費		7,413
営業損失(△)		△2,293
営業外収益		
受取利息及び配当金	219	
持分法による投資利益	11	
為替差益	101	
補助金収入	55	
貸倒引当金戻入額	53	
その他	80	522
営業外費用		
支払利息	11	
支払手数料	1	
租税公課	3	
その他	18	33
経常損失(△)		△1,804
特別利益		
固定資産売却益	33	
関係会社出資金売却益	74	108
特別損失		
固定資産売却損	16	
固定資産除却損	47	
減損損	33	98
税金等調整前当期純損失(△)		△1,794
法人税、住民税及び事業税	49	
法人税等調整額	△20	28
当期純損失(△)		△1,822
非支配株主に帰属する当期純利益		4
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△1,827

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	10,546	流動負債	4,318
現金及び預金	2,243	支払手形	370
受取手形	62	買掛金	2,004
売掛金	2,471	1年内返済予定の長期借入金	470
商品及び製品	4,172	未払金	889
原材料及び貯蔵品	16	未払費用	55
前払費用	86	未払法人税等	76
その他	1,494	前受金	60
貸倒引当金	△1	預り金	13
固定資産	28,271	賞与引当金	54
有形固定資産	13,454	その他	323
建物	352	固定負債	4,496
構築物	6	長期借入金	1,380
機械及び装置	436	繰延税金負債	864
車輛及び運搬具	0	再評価に係る繰延税金負債	1,286
土地	12,182	退職給付引当金	716
建設仮勘定	462	その他	249
その他	12	負債合計	8,815
無形固定資産	245	純資産の部	
ソフトウェア	6	株主資本	27,320
ソフトウェア仮勘定	237	資本金	20,000
その他	1	資本剰余金	10,612
投資その他の資産	14,572	資本準備金	4,951
投資有価証券	7,201	その他資本剰余金	5,661
関係会社株式	419	利益剰余金	△1,770
関係会社出資金	4,309	その他利益剰余金	△1,770
関係会社長期貸付金	5,466	固定資産圧縮積立金	28
破産更生債権等	0	繰越利益剰余金	△1,799
長期前払費用	13	自己株式	△1,520
その他	150	評価・換算差額等	2,682
貸倒引当金	△2,990	その他有価証券評価差額金	1,836
		繰延ヘッジ損益	456
		土地再評価差額金	388
資産合計	38,818	純資産合計	30,002
		負債・純資産合計	38,818

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		13,684
売 上 原 価		10,275
売 上 総 利 益		3,408
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,800
営 業 損 失 (△)		△1,392
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	404	
受 取 賃 貸 料	38	
為 替 差 益	124	
補 助 金 収 入	6	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 額	53	
そ の 他	24	652
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11	
固 定 資 産 賃 貸 費 用	47	
支 払 手 数 料	1	
租 税 公 課	3	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	773	
そ の 他	8	844
経 常 損 失 (△)		△1,584
特 別 利 益		
関 係 会 社 出 資 金 売 却 益	28	28
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	16	
固 定 資 産 除 却 損	47	
減 損 損 失	16	79
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△1,635
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	30	
法 人 税 等 調 整 額	△14	16
当 期 純 損 失 (△)		△1,652

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

アツギ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 武 男 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白 取 一 仁 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アツギ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アツギ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

アツギ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 武 男 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白 取 一 仁 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アツギ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針及び監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針及び監査計画等に従い、取締役、各部署の責任者、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受け、必要に応じて子会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
2022年5月20日

アツギ株式会社 監査役会

常勤監査役	佐藤	智明	Ⓞ
社外監査役	後上	憲一	Ⓞ
社外監査役	高野	健吾	Ⓞ

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 提案の理由

当社は、当事業年度末において繰越利益剰余金の欠損額1,799,059,707円を計上しております。つきましては、資本構成の是正を図り、今後の資本政策の機動性の確保および早期復配体制の実現を目的として、その他資本剰余金を減少させ、その全額を利益剰余金に振り替えることにより、利益剰余金の欠損を填補いたしたいと存じます。

2. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を減少させ、利益剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金 1,770,527,181円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,770,527,181円

(3) 剰余金の処分が効力を生ずる日

2022年6月30日

これらにより、振替後の繰越利益剰余金の額は28,532,526円のマイナス、その他資本剰余金の額は3,890,482,518円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築と、取締役の経営責任の明確化および株主の皆様からの信任機会の増加によるコーポレート・ガバナンスの一層の強化を目的として、現行定款第21条（取締役の任期）に規定する取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

①変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

②変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。

- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものがあります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本定款変更は本総会終結の時をもって効力を生ずるものといたします。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類(連結計算書類に係る会計監査報告及び監査報告を含む。)に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第17条～第20条 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>第22条～第43条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第17条～第20条 (現行通り)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>第22条～第43条 (現行通り)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p><u>変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>②前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>③本附則は、<u>施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p>新任</p> <p>にっ こう しん じ 日 光 信 二 (1956年12月12日生)</p>	<p>1979年4月 帝人商事㈱(現帝人フロンティア㈱)入社</p> <p>2003年6月 N. I. Teijin Shoji (Thailand) Co., Ltd. 社長</p> <p>2008年4月 N. I. Teijin Shoji (U. S. A.). Inc. 社長</p> <p>2011年6月 NI 帝人商事㈱(現帝人フロンティア㈱)取締役 工織・車輛資材本部長</p> <p>2012年4月 同社取締役 産業資材部門長</p> <p>2013年6月 帝人フロンティア㈱常務取締役 産業資材部門長</p> <p>2014年6月 同社専務取締役 衣料繊維第二部門長</p> <p>2015年4月 帝人グループ執行役員 兼 製品事業グループ長 兼 帝人フロンティア㈱代表取締役社長</p> <p>2017年4月 帝人グループ常務執行役員 繊維・製品事業グループ長 兼 帝人フロンティア㈱代表取締役社長</p> <p>2021年4月 同社取締役 特別顧問</p> <p>2021年6月 同社特別顧問</p> <p>2022年4月 当社顧問 (現任)</p>	0株
<p>〈取締役候補者とした理由〉</p> <p>日光信二氏は、帝人フロンティア株式会社の代表取締役社長および帝人グループ常務執行役員などを歴任してきた経験から、繊維業界を熟知しているとともに同業界における高い見識・ネットワークを有しており、また、海外を含む豊富な経営経験を有しております。これらの実績と経験を踏まえ、当社グループの業績回復と中長期の企業価値向上に向けて、強力なリーダーシップを発揮し、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者とするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
2	<p>再任</p> <p>まきのともや 牧野智哉 (1975年10月12日生)</p>	<p>2000年4月 当社入社 2013年4月 当社チェーンストア第二支店長 2016年4月 当社大阪支店長 2019年4月 当社執行役員（現任） 2019年4月 当社構造改革推進統括 2020年4月 当社営業統括（現任） 2020年6月 当社取締役（現任） 2022年4月 (株)レナウンインクス取締役（現任）</p> <p>〈取締役候補者とした理由〉 牧野智哉氏は、営業部門における豊富な現場経験と実績を有しており、ECや直営店拡大等の構造改革を推進するなど、当社グループの営業戦略面において主導的な役割を果たしております。これらの実績と経験を踏まえ、当社グループの業績回復と中長期の企業価値向上に向けて、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者とするものであります。</p>	5,322株
3	<p>新任</p> <p>ふるかわまさひろ 古川雅啓 (1979年1月2日生)</p>	<p>2001年4月 当社入社 2010年4月 厚木靴下（煙台）有限公司 総経理 2016年4月 当社管理本部経理部長 2020年4月 当社執行役員（現任） 2020年4月 当社管理統括（現任） 2021年4月 当社経営企画室長（現任）</p> <p>〈取締役候補者とした理由〉 古川雅啓氏は、中国生産子会社の総経理として工場経営の経験を有しており、管理統括として財務戦略やガバナンス強化、基幹システム更新等を主導してきたほか、中期経営計画を取りまとめるなど、当社グループの経営管理面において中心的な役割を果たしております。これらの実績と経験を踏まえ、当社グループの業績回復と中長期の企業価値向上に向けて、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者とするものであります。</p>	1,790株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
4	<p style="text-align: center;">再任 社外 独立</p> <p style="text-align: center;">たか なし とし お 高 梨 利 雄 (1954年10月20日生)</p>	<p>1977年4月 旭化成工業(株) (現旭化成(株)) 入社 2009年4月 旭化成せんい(株) (現旭化成(株)) 執行役員 2011年4月 同社取締役常務執行役員 2012年4月 同社代表取締役社長 2012年4月 同社社長執行役員 2016年4月 旭化成(株)専務執行役員 2016年4月 同社繊維事業本部長 2017年4月 センコー(株)代表取締役 (現任) 2017年4月 同社副社長執行役員 (現任) 2017年4月 同社国際物流事業本部長 (現任) 2020年6月 当社取締役 (現任) 2021年6月 センコーグループホールディングス(株)取 締役 (現任)</p>	1,700株
<p>〈社外取締役候補者とした理由および期待される役割〉 高梨利雄氏は、センコー株式会社社の代表取締役およびセンコーグループホールディングスの取締役としてロジスティクス分野に高い見識を有し、長年にわたり旭化成株式会社の繊維事業部門において執行役員および役員を歴任した経験から、繊維業界に精通しております。このほか、当社においては指名・報酬諮問委員会の委員長として、ガバナンス強化のための重要な役割を果たしております。 これらの知識と経験等を踏まえ、当社グループの経営を独立的な立場から適切に監督し、引き続き当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献いただけることを期待し、取締役候補者とするものであります。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
5	<p style="text-align: center;">再任 社外 独立</p> <p style="text-align: center;">は り ま な お こ 播 磨 奈 央 子 (1980年10月27日生)</p>	<p>2003年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所</p> <p>2007年7月 公認会計士登録</p> <p>2008年4月 播磨奈央子公認会計士事務所開設 代表（現任）</p> <p>2008年4月 ジャパン・ホテル・アンド・リゾート(株)（現ジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ(株)）入社</p> <p>2017年7月 日本環境設計(株)常勤監査役</p> <p>2018年1月 (株)キノファーマ社外監査役（現任）</p> <p>2018年6月 当社取締役（現任）</p> <p>2019年1月 (株)ビズリーチ社外監査役（現任）</p> <p>2020年2月 ビジヨナル(株)社外取締役（常勤監査等委員）（現任）</p>	4,494株
<p>〈社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〉</p> <p>播磨奈央子氏は、公認会計士として財務・会計に関する専門的な知識を有するほか、一般事業会社の監査役や監査等委員としての経営監督経験に基づき、当社取締役会において積極的に意見を述べております。また、当社においては指名・報酬諮問委員会の委員として、ガバナンス強化のための重要な役割を果たしております。同氏は過去に社外役員となること以外の方で会社の経営に関与した経験はありませんが、これらの知識と経験等を踏まえ、当社グループの経営を独立的な立場から適切に監督し、さらには女性の視点を事業戦略等に反映することなどにより、引き続き当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献いただけることを期待し、取締役候補者とするものであります。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式数には持株会名義分も含んでおります。
3. 播磨奈央子氏の戸籍上の氏名は高木奈央子であります。
4. 高梨利雄、播磨奈央子の両氏は社外取締役候補者であります。
5. 当社は、高梨利雄、播磨奈央子の両氏の選任が承認された場合、両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
6. 当社は、保険会社との間で、牧野智哉、古川雅啓、高梨利雄および播磨奈央子の各氏を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害やこれにより生じる争訟費用等を当該保険契約により保険会社が賠償するものですが、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないこととされております。同氏らの選任が承認された場合、同氏らは引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることになり、当社は、当該保険契約を任期中で同様の内容で更新することを予定しております。また、日光信二氏の選任が承認された場合、当社は同氏を被保険者とする同内容の保険契約を新たに締結する予定です。
7. 当社は、高梨利雄、播磨奈央子の両氏を、本議案をご承認いただけることを条件として、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者として、同取引所に対し届け出ております。

(ご参考) スキルマトリックス

本招集通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役および監査役のスキルマトリックスは次のとおりであります。

区分	氏名	属性	専門性・経験が発揮できると期待する領域（主なものを3つ選択）						
			企業経営・ 経営戦略	営業・商品 開発・マー ケティング	生産・ 技術開発・ 品質管理	海外事業	組織・人材 開発・ダイ バーシティ	財務・会計・ 税務	法務・リスク 管理・ ガバナンス
取締役	日光 信二	社内	●	●		●			
	牧野 智哉	社内	●	●		●			
	古川 雅啓	社内	●		●			●	
	高梨 利雄	社外・独立	●	●		●			
	播磨 奈央子	社外・独立					●	●	●
監査役	佐藤 智明	社内	●		●				●
	後上 憲一	社外・独立	●	●					●
	高野 健吾	社外・独立	●			●		●	

以上

株 主 メ モ

本 社	〒243-0493 神奈川県海老名市大谷北一丁目3番2号 TEL 046 (231) 1111	株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
		特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
		同 連 絡 先	東京都府中市日鋼町1-1 TEL 0120-232-711 (通話料無料) 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
決 算 期	3月31日		
定時株主総会	毎年6月		
単 元 株 式 数	100株		
配当金支払株主確定日			
期末配当金	3月31日		
中間配当金	9月30日		
上 場 取 引 所	東京(プライム市場)		
公 告 方 法	電子公告		
アドレス	https://www.atsugi.co.jp/ir/koukoku.html		

〔ただし電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。〕

(株式に関する各種手続きについて)

1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種手続きにつきましては、口座を開設されている証券会社で承ります。
2. 証券会社に口座をお持ちでない株主様は、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

(株式に関するマイナンバー制度のご案内)

市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係の手続きで必要となります。このため、株主様から、お取引の証券会社等へマイナンバーをご提供いただく必要がございます。

1. 株式関係業務におけるマイナンバーの利用
法令に定められたとおり、支払調書には株主様のマイナンバーを記載し、税務署へ提出いたします。
 2. 主な支払調書
・配当金に関する支払調書
・単元未満株式の買取請求など株式の譲渡取引に関する支払調書
 3. マイナンバーのご提供に関するお問い合わせ先
・証券会社の口座にて株式を管理されている株主様・・・お取引の証券会社にお申し出ください。
・証券会社とのお取引がない株主様・・・・・・・・・・株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）にお申し出ください。
-
-

昨年度より会場を変更しております。送迎バスのご用意はございませんので、ご来場の際は、お間違えのないようご注意ください。

株主総会会場ご案内図

会場

神奈川県海老名市中央二丁目 9 番 50 号

レンブラントホテル海老名 3 階「ラ・ローズI」

お問い合わせ先 当社・本社代表電話：046(231)1111



交通

- 小田急線または相鉄線「海老名駅」東口より徒歩約 8 分
新宿より快速急行で約 43 分（小田急線）
横浜より急行で約 34 分（相鉄線）
- JR相模線「海老名駅」より徒歩約 10 分

※駐車場の数に限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスに関するお知らせ

ご来場される株主様におかれましては、総会開催時点での新型コロナウイルスの流行の状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。総会会場では、会場係のマスク着用などの感染予防の対策を講じてまいりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。